

「平成27年3月ダイヤ改正及び乗務員行路・交番」 に関する申し入れについて

I、行路・交番作成に関する基本要件について

- 1, 285 km/h 営業運転開始に伴い、1日基準労働時間の現行7時間を6時間45分に短縮すること。
- 2, 食事時間帯の労働外時間(食事・トイレ)として45分を確保すること。
(運転士行路405, 409, 412, 413など)
- 3, 制服更衣に伴う時間を労働時間として扱い、更衣毎に各10分を加算すること。
- 4, 専任社員の労働条件を改善すること。(専任社員限定行路を設定すること。年間休日を48日を加算し168日にすること。)
- 5, 日勤行路の出勤は9時以降、退出は18時までで設定すること。
- 6, トンボ行路の拘束時間を10時間以内にする。
- 7, 予備月での「トンボ・一往復半・トンボ」の勤務指定は行わないこと。また、予備者の勤務指定は乗務割り交番作成基準に基づき指定すること。
- 8, 予備月も乗り組み月と同様に前月の10日に休日を発表すること。
- 9, 品川駅泊の起床後の点呼箇所までの徒歩時分を労働時間とすること。
- 10, 訓練に伴う待ち時間を労働時間とすること。

II、行路・交番の改善点について

【運転士】

- 1, 大一両での長時間に及ぶ労働時間を短縮すること。(臨時列車設定時は直近の臨時列車便乗を指定し、拘束時間を短縮すること)
- 2, AB廻しは、12分以上の時間を確保すること。

【車掌】

- 1, 車掌日勤行路の東京での段落ち時間を2時間以内とすること。(車掌行路3602, 3702, 3802での247Aウヤの場合は東京での段落ち時間を2時間以内に設定すること。)
- 2, 新大阪～名古屋「こだま」の車掌乗務は3人乗務とすること。
- 3, 車掌準備時間を発前、着後とも加算し、退出点呼は退出時刻の10分前とすること。
- 4, 三島の着発から点呼箇所までの徒歩時分を現行29分から40分に増やすこと。

III、その他の要求について

- 1, 交番周期の回し方に関する会社の考え方を明らかにすること。
- 2, 秋のダイヤ改正は実施するのかわかりやすくすること。実施を予定しているのであれば具体的に特徴を明らかにすること。